相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究 -相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する全国悉皆調査から-

○ 国立のぞみの園 大村 美保 (6979) 相馬 大祐 (国立のぞみの園・6655)

[キーワード] 障害者虐待防止法、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター

1. 研究目的

障害者虐待の防止,障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、障害者虐待防止法)が 2012年 10 月から施行された.これにより障害者虐待が定義されるとともに,虐待に係る通報が義務化され,報告を受けた場合の措置及び市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの業務範囲が明確に示された.この新たな仕組みに基づいて,予防と早期発見の方策,虐待疑いや発生時の適切な対応,被虐待者のみならず養護者・施設等や使用者の立ち直りに向けての支援等が求められる.障害の種類,経済状況,生活様式,ライフサイクル,支援の程度等の多様性や,認知機能の低下や偏り,限定されたコミュニケーション手段等を鑑みると,障害者は児童あるいは高齢分野とは異なった虐待の態様及び特徴があると推測される.法施行前から障害者虐待防止への対応に関する検討が行われているが,法施行後における実態に基づき養護者・被虐待者への支援の在り方を検討する必要がある.

本研究は、法施行後の状況について、相談機関、すなわち相談支援事業所や障害者就業・ 生活支援センターにおける障害者虐待に関する相談支援実態を把握するとともに幅広く全 国の事例収集を行い、その分析により障害者虐待の特徴を探索的に明らかにし、以って障 害者虐待防止法の運用における課題について整理を行うものである.

2. 研究の視点および方法

本研究は以下に挙げる2つのアンケート調査により行った.

【調査1】相談機関における認知状況及び業務実態調査

全国の相談支援事業所(一般相談)3,066 ヶ所及び障害者就業・生活支援センター317 ヶ所を本調査の対象とした.2013年9月2日から9月27日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した.1,545事業所から回答があり,回収率は45.7%であった.調査項目は,障害(児)者虐待の認知状況(2010年度~2012年度;2012年度は上半期・下半期別),2012年度下半期の認知件数の内訳(年齢区分,相談者,障害種別,虐待の種類,虐待者),障害者虐待防止法による通報・届出件数である.これらのデータを用いて統計処理を行った.

【調查2】事例調查

相談機関が把握する、虐待あるいは虐待が疑われる事例から、障害者虐待の実態とその対応の課題について探索的に検討を行うことを目的に事例調査を行った、調査対象は上記1の調査で「虐待(疑い含む)事例の認知あり」もしくは「通報・届出あり」と回答した467ヶ所(相談支援事業所406ヶ所、障害者就業・生活支援センター61ヶ所)とし、2013年10月28日から11月21日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した、収集事例数は234事例であった、調査項目は、①虐待が発覚した時期、②被虐待者の情報(年齢、性別、障害種別、福祉サービス等の利用状況、同居している家族・親族の状況、同居者以外の家族・親族の状況)、③虐待及び虐待が疑われる事案の内容、④虐待及び虐待が疑われる事案の対応の経過、⑤虐待防止センターへの通報について、の5項目である。事例データは、筆者4名が複数の事例間の比較により帰納的及び焦点的なカテゴリー化を行った、分析の妥当性を確保するため、得られた結果について再検討及び再カテゴリー化を二回経た後に確定した。

3. 倫理的配慮

調査の手続きについては国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た.

4. 研究結果

本調査の結果,障害者虐待防止法が施行された 2012 年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから,障害者虐待防止法の施行による一定の効果が窺われた.また,234 事例の探索的な分析からは障害者に特徴的と思われる様々な虐待の態様が示された.

5. 考察

養護者による虐待については、自治体に対する支援として虐待の判断や対応に資するような情報が自治体に提供される必要があり、また継続的な支援及びケースマネジメントの重要性が指摘できる。障害者福祉施設従事者等による虐待については、事業所の種類により虐待の態様が異なることや、障害者からの搾取を意図的に行うような明らかに悪意のある法人の存在を踏まえた虐待への対応とともに、虐待が発見されづらい障害者支援施設における効果的な虐待防止の在り方の検討が求められる。使用者による虐待については、給与の未払いを中心とした経済的虐待と、上司や同僚からの身体的虐待や心理的虐待が事例調査で特徴的であったが、虐待防止の体制整備にあたっては国調査による虐待事案は労働局の指導・監督の結果として把握された労働関係法規違反が大半であることを踏まえる必要がある。関係機関との連携の在り方においては、他法との適用関係を踏まえた上での被虐待障害者及び養護者への支援について分野横断的な連携・対応、及び刑事司法との連携の重要性が示唆される。